

9月13日（第2日）

9月13日(月)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	浜先秀二	2番	上松英邦
3番	吉野伸康	4番	山本秀男
5番	大石秀昭	6番	片平司
7番	沖元大洋	8番	野崎剛睦
9番	胡子雅信	10番	林久光
11番	住岡淳一	12番	山根啓志
13番	登地靖徳	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	山木信勝
17番	扇谷照義	18番	沖也寸志
19番	新家勇二	20番	上田正

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	万治 功	総務部長	土手 三生
市民生活部長	川寄 純司	福祉保健部長	徳永 信幸
産業部長	瀬戸本三郎	土木建築部長	幸野 潔
会計管理者	川尻 博文	教育次長	重川 忠道
消防長	岡野 教正	企業局長	今宮 正志
総務課長	浜村 晴司	財政課長	久保 和秀
企画振興課長	有馬 博之		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	玉井 栄藏
議会事務局次長	河下 巖

議事日程

日程第1	報告第6号	平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について
日程第2	同意第1号	監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第3	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第4	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第5	議案第53号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
日程第6	議案第54号	江田島市過疎地域自立促進計画の策定について
日程第7	議案第55号	平成22年度江田島市一般会計補正予算(第3号)

- 日程第 8 議案第 5 6 号 平成 2 2 年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 5 7 号 平成 2 2 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 5 8 号 平成 2 2 年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 5 9 号 平成 2 2 年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 6 0 号 平成 2 2 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 6 1 号 平成 2 2 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 6 2 号 平成 2 1 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 議案第 6 3 号 平成 2 1 年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 議案第 6 4 号 平成 2 1 年度江田島市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 6 5 号 平成 2 1 年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 6 6 号 平成 2 1 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 議案第 6 7 号 平成 2 1 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 議案第 6 8 号 平成 2 1 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 議案第 6 9 号 平成 2 1 年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 議案第 7 0 号 平成 2 1 年度江田島市漁港管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 議案第 7 1 号 平成 2 1 年度江田島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 議案第 7 2 号 平成 2 1 年度江田島市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 議案第 7 3 号 平成 2 1 年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 議案第 7 4 号 平成 2 1 年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 7 議案第 7 5 号 平成 2 1 年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会

計決算の認定について

- 日程第 28 議案第 76 号 平成 21 年度江田島市交通船事業会計決算の認定について
- 日程第 29 議案第 77 号 平成 21 年度江田島市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 30 議案第 78 号 江田島市防災行政無線統合デジタル化整備事業（第 1 期）請負契約の締結について
- 日程第 31 発議第 4 号 30 人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度の堅持・復元等、教育予算の拡充を求める意見書の提出について

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（上田 正君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 22 年第 5 回江田島市議会定例会 2 日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 報告第 6 号

○議長（上田 正君） 日程第 1 報告第 6 号「平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について」を議題といたします。

市長から報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） あらためまして、おはようございます。

定例会 2 日目、大変ご苦労さまでございます。

また市民の皆様には、早朝から傍聴にお越しいただきまして、心からお礼を申し上げます。

また、昨夜から恵みの雨が降り始めまして、市民の皆様にはほっとしておられるんじゃないかというふうに思っております。

それではただいま上程されました報告第 6 号「平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について」でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定による平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の審査意見書を付し、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては総務部長をして説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 報告第 6 号 平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について説明いたします。

別冊の平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書の 1 ページをお開きください。

1 としまして、平成 21 年度健全化判断比率報告書地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定によりまして、健全化判断比率を次のとおり報告するものでございます。

報告いたします指標は 4 点です。

まず、(1) の総括表でその数値を報告しています。

1 点目の実質赤字比率、2 点目の連結実質赤字比率は、赤字額がありませんので、

ーと表記しております。

3点目の実質公債費比率は13.0%、4点目の将来負担比率は134.1%であり、表の3段目4段目に示す早期健全化基準、財政再生基準値内にいずれもおさまっております。

この決算に基づく四つの指標値のうち、いずれか一つでも早期健全化基準以上になりますと、早期健全化団体となりまして、第4段目の将来負担比率を除く三つの指標値のいずれか一つでも、財政再生基準値以上になりますと、財政再建団体となります。

2ページの方をお開きください。

(2)としまして、この四つの指標のまず1点目、実質赤字比率の算定根拠を示しております。

右端のE欄の実質収支額の合計額が黒字のため、先ほど申し上げましたように、実質赤字比率はー表示となっております。

次に3ページをお開きください。

(3)連結実質赤字比率の算定根拠を示しています。

それぞれの会計の実質収支額等が黒字なため、連結実質赤字比率はー表示となっております。

次に、4ページにお開きください。

(4)実質公債比率の算定根拠を示しております。

平成21年度の実質公債費比率は13.0%で、平成19年度から21年度までの単年度比率を3で除して算定したものでございます。

次に5ページをお願いいたします。

(5)将来負担比率の算定根拠を示しております。

それぞれ国の示す算定式にのっとり算定しております。

次に6ページの方をお開きください。

2としまして、平成21年度資金不足比率報告書、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、資金不足比率を次のとおり報告するものでございます。

(1)の総括表でその数値を報告しております。

法適用企業で、公共下水道事業(能美地区)会計、交通船事業会計、水道事業会計の3会計がありますが、資金不足額がありませんのでー表示となっております。

法非適用企業の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、宿泊施設事業特別会計、地域開発事業特別会計につきましても、資金不足額がありませんので、ーと表記しております。

それぞれの資金不足比率が経営健全化基準20%になるんですが、20%を超えると、その公営企業について早期健全化計画の策定、個別外部監査等の、が求められることとなります。

7ページに、法適用企業の算定根拠を、8ページ、9ページに法非適用の企業の算定根拠を示しております。

以上で報告書の説明を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で報告を終わります。

今の報告についてですね、報告第6号「平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について」は、監査委員の意見が付されていますので、監査委員からの報告を求めます。

林 久光監査委員。

○監査委員（林 久光君） おはようございます。

平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見についてご報告をいたします。

平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を去る8月11日から8月20日までの間、その算定の基礎となる事項を記載した書類の精査、照合、また、担当職員から説明を求めて慎重に行いました。

その結果、平成21年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した処理、並びに平成21年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載いたしました書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、この審査意見書をお手元に配付しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、ご報告いたします。

○議長（上田 正君） これをもって監査委員の審査意見報告を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第2 同意第1号

○議長（上田 正君） 日程第2 同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

識見を有する者から選任された栗本勲二代表監査委員から、今月末をもって退職する旨の願いが提出されたことに伴い、後任として次の者を江田島市監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任をしたい方は、住所が安芸郡府中町〇〇〇丁目〇〇番〇〇の〇号。

氏名が、金村 謙三さんです。

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ68歳でございます。

金村さんは大柿町〇〇出身で、県立〇〇高校を卒業後〇〇銀行に入行され、金融一筋約47年間務められ、その間支店長や検査役など要職を歴任されました。

現在は週の約半分は府中町、残りの半分は大柿町で生活をされています。

人格が高潔で、市の財政管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する方であり、選任同意をお願いするものでございます。

何とぞ皆様方のご同意をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山木議員。

○16番（山木信勝君） 前任者いますか、栗本さんですね、栗本さんはまだ任期途中、もう2年間くらいあるということで途中でやめられるということで大変残念であります、長い間ご苦労さまでした。言わせていただきます。

それですね、このたびの金村さんは、江田島市府中町ではなくて安芸郡府中町ですが、住所は府中町にありますよね。

それで、ほとんど大柿に帰ってこれるんですかね、それなら住民票をこっちへ移していただけなかったもんか、その辺をお伺いいたします。

それからですね。

銀行へお勤めだったということで、行政運営に関しすぐれた識見を持つとられるんですがね、どのくらい持つとられるのか、お伺いいたします。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） こちらへ住所を移したらどうかということなんですけども、監査委員の仕事柄いうんですか、大体平均月に3日ないし4日ぐらいが、監査委員の仕事として、江田島で仕事をされとるわけなんです。

で、先ほど申しましたように半分は府中町で生活してですね、半分は実は大柿町に、もともと大柿町に自宅がありまして、こちらへ半分は週、特に週末に帰られとるいうんですか、半分はこちらに帰っているの、監査委員の職務を全うするのに全くなんら問題がないということで、実はそういう住所をこちらへかわしてもろたらどうかという実は話もあったんですけれども、実際に監査委員としての仕事をしていただくのに何ら問題はなかろうということで、正直にそのまま現在の状況を出さしてもらいました。

もう一点の監査委員としての資質ということなんですけれども、先ほど説明いたしましたように銀行の中で支店長などをずっとされまして、あとは何か50歳ぐらい過ぎますと、銀行の職務というのは、監査委員ですよ、ようするに銀行の中の検査をする部署を回られるそうなので、それもかなり長くされたということで、民間の監査と、また役所の監査というのは少しは若干は違うと思えますけれども、初めから市役所の監査に精通したというものはありません。

ただ基本的には同じようなことしますんで、監査委員として、またいろいろ監査委員研修なんかありますので、十分我々の期待にこたえていただく方じゃないかということで選任をさせていただきました。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（上田 正君） これ以て質疑を終わります。

本案は、こと人事に関することとありますので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、これに同意することに決定しました。

日程第3 諮問第1号・日程第4 諮問第2号

○議長（上田 正君） 日程第3 諮問第1号及び日程第4 諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました諮問第1号及び諮問第2号の、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明をいたします。

最初に諮問第1号でございます。

平成22年12月31日で、任期満了となる人権擁護委員、香川千鶴子さんの後任として、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

推薦をしたい方は、住所が、江田島市能美町〇〇〇〇〇〇番地〇、氏名が田丸文子さんで、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ、59歳でございます。

この方は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

何とぞよろしくお願ひいたします。

続いて議案書5ページ、諮問第2号でございます。

平成22年12月31日で任期満了となる次の人権擁護委員を引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

推薦をしたい方は、住所が江田島市能美町〇〇〇〇〇〇番地〇、氏名が福永朝男さんで、昭和〇〇年〇月〇日生まれ66歳でございます。

この方は人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

何とぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから本2案に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

山本一也議員。

○15番（山本一也君）　　ちょっと聞き漏らしたと思うのですが、推薦にあたってかわりだろうと思うんですが、どなたがやめられたんですか。

そのいきさつを。

○議長（上田 正君）　　市民生活部長。

○市民生活部長（川崎純司君）　　能美町の香川委員です。

一人です。

福永さんはこのたび再任でございます。

○議長（上田 正君）　　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

本2案は、こと人事に関するものでありますので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

最初に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

本案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の、起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、これに同意することに決定いたしました。

日程第5　議案第53号

○議長（上田 正君）　　日程第5　議案第53号「新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君）　　ただいま上程されました議案第53号「新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」でございます。

公有水面埋立竣工認可により、新たに土地が生じたことを確認するとともに、字の区域を変更する必要がありますので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地が本市の区域内に生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、当該土地を同表右欄に掲げる字の区域に編入することについて、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（上田 正君） 産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） それでは議案53号、新たに生じた土地の確認及び字の区域変更についてご説明いたします。

提案理由でございますが、先ほど市長が言われましたけど、もう一度読み上げます。

公有水面埋立竣工認可により新たに生じた土地の確認及び字の区域を変更する必要がありますので、地方自治法第9条の5第1項及び同法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず表の左欄でございますが、新たに生じた土地の位置及び面積についてご説明いたします。

位置は、江田島市沖美町美能字亀原782番12から同782番11を経て同字鶴原833番10に至るまでの地先公有水面で、埋立面積は1万1,675.71平米で、具体的な位置等については次ページをごらんください。

土地の利用計画は主にカキ養殖用作業用施設用地及び漁具保管修理施設用地と道路用地が主なものでございます。

次に、左欄をごらんください。

字の区域編入についてであります。江田島市沖美町美能字亀原及び同字鶴原に編入するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、山木議員。

○16番（山木信勝君） ここは漁業施設として使われるものと、今言われましたが、こういう漁業施設はですね、どこの土地にいてもですね、草が生えたりね、もう有効に使うとのかどうかというところがあるんですが、このたびもしっかり有効に使っていただきたいと思います。

それでですね。

来年4月より、美能漁港は、権限移譲によって、市がやることになりますよね、管理することに、これは指定管理されるんでしょうかお伺いします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 一応今のところは指定管理でやっていただくという計画しております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

片平議員。

○6番（片平 司君） ちょっと記憶違いかどうかかわらんのですか、字というのは合併に伴ってなくなるというように聞いているのですが、まだあるのですか。

字というのは。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 江田島町は住居表示をやっておりますけど、現在他の町は字というのはまだ残っておるとおもいます。

○議長（上田 正君） 野崎議員。

○8番（野崎剛睦君） この新たにできた土地がだれの所有権になるのか、県の所有になるのか、市の所有地になるのか、漁業組合の所有地になるのか、誰の所有になるのか、そこらの説明がなかったもんで、そこらを聞かせてください。

○議長（上田 正君） 産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） あくまでも施設は県のものです。

ただ権限移譲を受けますので、これからは市が全体的に権限すべての管理をするということですよ。

底地はあくまでも県です。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第53号「新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第54号

○議長（上田 正君） 日程第6 議案第54号「江田島市過疎地域自立促進計画の策定について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第54号「江田島市過疎地域自立促進計画の策定について」でございます。

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、新たな過疎地域自立促進計画を策定する必要がありますので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第54号 江田島市過疎地域自立促進計画の策定についてご説明いたします。

11ページの方に概要を示しました参考資料を添付しておりますので、これにより説明させていただきます。

まず要旨にありますように、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正によりまして、期限が6年間延長されました。

このことに伴いまして、21年度末で失効しました前過疎計画に続き、新たな過疎計画を策定するものでございます。

今回の法の主な改正点につきましては、失効期限の6年間の延長、過疎債対象事業の拡充、国税及び地方税の課税特例の拡充でございます。

新過疎計画の構成につきましては、最初に、市の概要・人口・行財政の状況・基本方針等を記述し、その次に、各分野ごとに現況と問題点、その対策、事業計画の順に記述しております。

なお、事業計画は総合計画の実施計画をベースにしております。

この参考資料の後ろに別冊で江田島市過疎地域自立促進計画を添付しております。

先日の8月20日の全員協議会でも配付いたしましたが、この後県との協議によりまして若干修正を加えております。

この計画の、その後ろの方に、横書きの資料で、県との事前協議等による修正箇所5ページものになるんですが、一覧表にしておりますので、こちらをごらんいただければと思います。

この一覧表の左側からナンバー、ページ、該当部分、真ん中に意見等、右端に対応について記述しております。

一つ一つの説明は省略いたしますが、対応のところに修正前と修正後を並べて記載しております。

これで比較できるようにしておりますので、修正後は太字で修正箇所にアンダーラインを入れております。

また修正していない場合はその理由を記載しております。

修正は字句の修正や直近の計画との整合性など、県の意見を踏まえた修正でございます。

これらの修正はお手元の計画書には既に反映させていただいております。

今回議決が得られましたら、県経由で国の方へ提出させていただきたいと思っております。

以上で、新過疎計画の策定についての説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（片平 司君） 1ページずつ全部いったら時間がかかるので、簡単にはしよ

って、やっていきますので、担当部署は適切な答えを答えじゃなしに、お願いします。

まず江田島市の、この前全員協でくれました総合計画、と江田島市財政計画との関連ですよ。

そのベースになっと思うんですがこれつくっとるのは、先日の新聞報道では24億円の不足になるだろうと、金は底をついて計画はできんのではないかというようなことを出とったんですが、その辺の関連もあわせて、まずそれからですね。

これのページ1のね、江田島市における過疎の概況の中で状況の中で、若者の定住対策の具体化は何かあるのかどうか。

次にはですね、ページ9の津久茂架橋をつくらにゃいけんというところなんですが、24億円の金がないというのが津久茂架橋をどうやってつくるのかなあと思っているのですが、そのへんの具体化を、12ページ、農業問題なんです、対策は17ページに具体的に書かれとるんですが、今の江田島市内の取り巻く農業・漁業も一緒なんです、いわゆる高齢化とね、経営の基盤の不安定に伴うこの後継者不足が大きな問題だと思うんですが、それを具体的にはどういうふうにする、しようかなあというようなこの対策にはないと思うんですね、それをどうするんかということ。

一つ、中町の女性会が農協で毎週水曜日、木曜か地産運動で野菜なんかを売っとるんですが、これ何か一つの参考になるんじゃないかなあとは思いますが、それとページ13ページの林業で、この林業というか竹林をね。

竹が生えて生えて畑まで侵入してきて困っとるんですが、この問題の何か対策はあるかないか、ページ14の商工業のところで、急速な高齢化の進行でですね、買い物に行けない年寄りが増えとるんです。

店は大規模店小売店舗、イズミとか、ナフコとか藤三とかで、車のある人はいいとしても、車に乗れない人は今後だんだん増えていくんですが、これをどういうふうにやっていくかという問題があると思うんですけどね、ページ18にですね、観光又はレクリエーションというところでロッジの建てかえをいうて書いているのですが、現実的にできるのかできないのか、非常に疑問なんです、それとページ21の情報化の推進で、現在までADSLが導入されていない地域、江田島市にあるというように書いてあるのですが、まだあるのですかね。

それとデジタル・デバイド解消の具体策及びと書いとるんですが、これを具体的にどういうふうにするんか。

費用が、莫大これもかかると思うんですけどね。

費用をどの程度見込んでいるのか、ページ26に公営住宅の整備というのがあるのですが、新しい公営住宅を建てるのもいいことなんですけど、その前に家賃が当然あがってきますよ、新しい住宅ですから、今ある古い住宅で2,000円とか3,000円とかの住宅に入っている人が1万とか2万になるとですね、入れんのではないかなと思うんですが、その辺の対策はどういうふうにするんか。

ページ25に、下水道のことが出ておりますが、合併浄化槽方式の導入を書いているのですが、これは下水道の見直しというので合併浄化槽方式を遠いところは取り入れないといけんというのが出ておりますが、やっぱり浄化槽方式も具体的にですね、どんど

んどんどん入れていかないけんのじゃないかなと思うんですが、それとですね、ウに廃棄物処理というのがあるのですが、これもやっぱり廃棄物処理の減少は、住民意識の向上のために、しかないと思うんで、自治会とか公衛協、老人会、女性会との協力が非常に大事じゃないかと思っておりますが、具体的にどういうふうにするのか。

ページ27に公園がありますけど、利用頻度の少ない公園については、順次、整理をしていったほうがいいのじゃないかとは思いますが、いかがなものでしょうか、草ぼうぼうになって自治会に、管理を委託しとるみたいですが、全然使っていない所もあって大変じゃないかと思っておりますけどね。

同じくページ27にですね、廃棄物の処理で、今可燃ごみが呉に持ってきよるんですが、江田島市独自で廃棄物処理施設をつくった場合の、費用が、呉へ持っていくのより高くつくのか安くつくのか。

どういうふうになるか。

ページ32です。

高齢者の保健・医療・福祉、児童の保健・医療・福祉、非常にいいことが書いてあります。

ぜひやってもらいたいと思うのですが、莫大な費用がかかるのじゃないかと思うのですが、できるかできんのか。

続いてですね。

同じく35ページの生涯学習、これもですね、今言ったのと同じようなことですが、全市民に広く呼びかけてですね、多くの参加者を募ってほしい。

公民館活動、金曜日にもいろいろと市長とやりましたけど、支援の中身は具体的にどういうふうにするのかをね、お尋ねします。

それと、ページ38にですね、地域文化の振興などがありますけれども、それと同時にですね、伝統文化を活用していくのと同時に同時にですね、江田島市には、例えば、映画とか、コンサートとかいうのは、教育委員会が1年に1回か無料でやるんがあるんですが、もう少しねそういうふうな文化、芸能、呼び寄せるといふふうな、もちろんお金はかかりますけど、やってもらいたいと思うんですが、これはどうなんですかね。

それとページ39の集落の整備、まちづくり協議会を立ち上げて、住民自治の観点に立って、やってもらいたい。

早急にやらんと、なかなかまちづくり協議会ができとる所はできとる、できてない所はできてないんいうんでですね、なかなかうまい具合にいてないのですよ。

市長も協働のまちづくり、しなければいけないと公約にかかっているわけで、具体的にどういうふうにしていくのかがまだ見えてないんですが、行政の下請にならんように手助けをするというふうなことで、以上何点かこれはどうなんかなというのを質問しましたが、1個ずつ答えてください。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） 私の方から答えられる部分は答えさせていただきます。

まず最初の総合計画・財政計画との整合についてなんですけれども、今回の過疎計

画につきまして、ベースとしましたのが総合計画の実施計画、この総合計画につきましては、財政の計画の規模に合わせた事業費、総合計画の方には入れております。

その総合計画に出てきております事業のうち、この過疎対策に該当するものをこの過疎計画に盛り込んでいったと、そういうふうな作り方をしておりますので、新しい計画ができないのではという部分につきまして、一応財政も見据えた計画部分というふうなとらえ方をさせていただければと思います。

それから、14ページの交通の部分、車に乗れない方はどういうふうにやっていくのかというご質問ですけれども、これにつきまして、現在市の公共交通協議会の方で計画等に基づいた取り組みを進めておりますけれども、その中に、デマンド式の交通の導入そういったものをやるようにしております。

まずはそういった社会実験を通して実施していったものを広げていければというふうに思っております。

それから、21ページの情報化、ADSLの導入されてない地域という部分で、基本的に全市ADSLが入るというふうな公表資料になっておりますけれども、細かく地域で見ますと、ADSLでも届かない地域がございます。

そういったところにデジタル・デバイド解消ということで入れさせていただいております。

具体的な方法につきましては、光を引くとかそういったその大きな費用がかかる部分ではちょっと難しいだろうというふうに考えております。

いろんな民間の業者からの提案もございますので、費用のかからない方法がないかということを探していきたいと思っております。

続いて39ページ集落の整備まちづくり協議会を通して具体的にどのようにしていくのかというご質問ですけれども、現在、まちづくり協議会設立しておりますところ、設立したばかりのところ、いろんな温度差がございます。

そういったところはそれぞれ進め方についても相談に乗りながら支援員が間に入りまして、いろいろ調整はしております。

まだないところにつきましても、自治会を中心にやり方について、いろいろ市の方も間に入って、支援員が間に入った形での調整はさせていただいております。

将来的にはまちづくり協議会と市というふうな役割になればというふうに思っております。

私の関係のところでは以上でございます。

○議長（上田 正君） 産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 何点かございましたけど、トータル的にはですね、産業部の方からの立場で言わせてもらいたいと思います。

まず若者の定住促進につきましては、現在、年4回お試し暮らしというものを旅行会社と共同ですですねやっております。

この機会をですね、より充実して魅力あるものにまず来ていただけるようなことを考えていきたい。

それが1点、それと農業の面あるいは漁業の面からすればですね、農業については農業振興会議等が今現在一生懸命その振興策をやっております。

その中で、要は、法人化、県が推し進めとりますように法人化的なもの、法人化とはいいませんけれども、法人化のような農業である程度の方々が集まってやるということ、あるいは県がやったりします中山間等の支払い制度ですね、これを利用する、あるいは江田島市にもいろんな補助制度があります。

遊休農地解消補助要綱とかいろんな補助制度ありますので、これをまた機会あるごとに広報しながらですね、市でできる範囲のことをやっていきたいと思っております。

漁業につきましては、今現在、ブランド化を進めようという動きが各漁協の若手のグループであります。

これを大切にやっていきたいというようなことでまことに申しわけありませんが、全般的にいうとそういうことでやっていきたいと思っております。

○議長（上田 正君） 土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 津久茂架橋でございますけれども、江田島市は Y 地形という一つの土地として不利な地形でございます。

総合計画の中でも都市構造を考えていく上でも、津久茂架橋は必要な施設ということで、江田島市の夢ということで、ずっと要望してまいりました。

この整備につきましては、基本的には、県施行の国の補助事業、を考えておりまして、もしそうなりますと、市の負担はございません。

ただ幾らかは出てくる可能性はございますけれども、断っておきますのが、このたびの過疎自立計画に計上している事業っていうのは、将来もしかすると過疎債の枠の中でできる可能性がある余地が想定されるものについては、できるだけ計上しておいて、計上しておかないと過疎債が適用できないという性格がございますので、そういったところも考えながら計上しております。

それと、あと公営住宅の整備につきましては、基本的には公営住宅の問題点というのはもう老朽化が進んでいるというのが大きな問題でございまして、できるだけ管理戸数を確保していかなくてはいけない。

そういった中で鉄筋コンクリートのような構造のものについては、少しの修繕でもって、寿命を促進させる。

そうでない大きな修繕費がかかるものについては建てかえという大きな方針で進めておりまして、そういった中で建てかえとかいうことになりますと、確かに家賃が高くなる、そういったことがございます。

こういったものにつきましては、まずは激変緩和ということで家賃を少しずつ上げていくとかいうような方法とか、できるだけあの近くに住みたいというご要望ございまして、できるだけ近くて住めるところがあれば、そこら辺も一緒に考えていきたいというふうに考えております。

それと下水道につきましては20年度に合併浄化槽によるものか、下水道で汚水対策を進めるものかいうのを、大体のエリアを決めましたので、まずはこのエリア内でそれぞれの事業を行っていき、社会情勢の変化に応じまして、また、合併浄化槽で整備

すべきエリアが出てまいりましたならば、それはまた検討していきたいと、それと公園についてはおっしゃるとおりで、使われない公園を管理していくというのは非常に非効率でございますので、そのあたりについては地元の自治会とかですね、そういったところと話をしながら、不要なものは廃止というところを検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 教育次長。

○教育次長（重川忠道君） 生涯学習及び社会教育の文化芸術あるいはスポーツの振興でございますけれども、まずは文化芸術につきましても、講演会あるいは芸術鑑賞というものをあわせて、より多くの、合体しまして、一つのものにして、皆様のご承知のより有名な方は呼べるようにするとか、そんなことを考えております。

またスポーツはeスポーツクラブができて、市民の皆様方がよりスポーツに親しんでいただくよう、これからも推進していきたいとこのように考えております。

○議長（上田 正君） 産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 二点ほど忘れておりましたので、竹林対策につきましては、細々とではありますけれども、大柿の竹工房等で利用していただきながらいろいろ普及していく、あるいは根本的なことにつきましては、実情は認識しておりますので、どうやるべきかは今後また検討したいと思っております。

それと、能美海上ロッジの件につきましては、先般市長が言っておりますように、いずれかは考えなければならないのではないかと、大型観光を誘致するためにはどうしてもそういう施設があるという認識はありますので、財政とも協議しながら一応やっていきたいというように思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） 廃棄物の処理に関してでありますけど、ごみの現状だということで、江田島市に公衆衛生推進協議会等を中心に各地区の自治会とか女性会、そこらにお世話になりまして、今年度から古着の資源化も始めているところがございますので、今後そういったことにつきましても、いろいろ工夫してやっていきたいと思えます。

それから、もう一点、江田島市でごみを処理できないかということなんですけど、これは広島県の中で広域ブロックというもののの中で、一般廃棄物の処理をしようということになっておりますので、議員さんが言われるように計算はしてはおりませんが一応この広域ブロックの中でやっていくということで、呉ブロックへ引き続き、ごみの方は出していきたいと思えます。

以上です。

○議長（上田 正君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 高齢者・児童の保健・医療・福祉についてでございますけれども、この事業は今現在実施している事業で、これを充実していくということで、予算の範囲内で可能だと思っております。

特にあの保育園につきましては、今11園で運営しているわけでございますけれども、非常に効率が悪いところがございますので、保育園の運営検討委員会を設置しましてですね、保育の充実のために検討させていただくというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） このたびの計画についてちょっと補足して申し上げたいと思いますが、先ほど総務部長が説明したと思いますけれども、新過疎法はですね、これまでの過疎法はですね、いわゆるハード、ものをつくる、いわゆるコンクリートをつくることについての過疎法なわけなんです。

ところが実際に世の中が変わりまして、どうも物を作るだけじゃあ非常に使い勝手が悪いことで、地方6団体がですね、何年も何年も国へ実は要望をいたしまして、いわゆるソフト面、ここの中にもありますように、計画の中にもありますように、ああいうまちづくりとか教育とか医療とか、そういったこともですね、この過疎債を使えるようにというように、従来のイメージからいいますと大転換を实はいたしました。

そういったことで、地方にとりましては非常に使いやすいこの過疎債を使うというのは非常に、議員さんも多分わかってじゃろうと思うのですが、非常に行政側から言うんですね、非常に使いやすい有利な借金なわけなんで、地方が実は待ち望んだ形で、実は新しい法律が施行されたということになっております。

もう6年実は、この新過疎法は6年で終わります。

これ実はこの新過疎法が制定される前に、自民党と民主党の間でいろいろと駆け引きがあってですね、自民党は従来どおり、これは従来は10年、10年で実は過疎法を、特別措置法で10年、10年で実は法律が切れとったのをですね、少し手を加えながら、10年たつとまた新しい過疎法ができとったのですが、今回中途半端な実は6年という年数になっております。

これは民主党政権になりまして、いわゆる一括交付金とか、それから、そういった問題、1番大きな問題は6年という中途半端なのは、実は全国の平成の大合併を進めた結果ですね、江田島市もそうなんですけども、合併による特別加配などの地方交付税などの問題がありまして、概ねもう6年たちますと、実は全国でほとんどの市町村がですね、交付税の特別加配が実は切れます。

ほとんどの市町村がです。

そのときに、要するに、今までの、この過疎法とか、江田島市が所属しておりますこの半島振興法とか、過疎法とか、離島、離島は江田島市は黒神が実は離島が対象なるとるんですけど、そういったいろんな実は法律がたくさんありまして、これを6年たつと整理を一度した方がいいんじゃないかいうことで、非常に半端な年数になっておりますけども、6年というように特別措置法が今回できたわけです。

ただし中身につきましては地方の言い分を聞いてもらってですね、ハードだけではなしに、いわゆるまちづくりとか、医療とか、福祉とかいう形のソフト面でもこの過疎債を発行できるという形になりまして、非常に使い勝手がよくなっております。

この6年間について、今回この計画を立てておかないと、先ほど説明しましたよう

にこの計画を出しておかないと、途中から新たにこれを加えてくれということは実はできませんので、できるかできんかわからんけども、この6年間で想定されるいろいろな事業をですね、実はこの中に入れておりますので、今の時点でみてはどうかのという首をひねるようなものも実はこの中にありますけれども、それはそういった法律の趣旨から、いいまして、今のうちに入れておかないと、もうそれは新しいものは加えていただけないという仕組みになっておりますので、全体を網羅した形で、それぞれの部や課が今後6年間で想定できるものについては入れております。

先ほど1番わかりやすいのはロジックなんかもですね、今ここでできるかできんかは別として入れておかないと、この6年の過疎債を発行するときには、途中から入れてくださいやということではできませんので、有利な過疎債を適用してもらうために、入れております。

そういったことで、今後6年間はこういった形でさまざまなことをですね、過疎債を発行しながらやっていくということが今回の新過疎法の、また江田島市の計画の中身でございます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

はい。野崎議員。

○8番（野崎剛睦君） この促進計画書というのですか、過疎地域計画書を見らしてもらったら、これは現状の江田島市の置かれとるところとか、将来やっていかないといけないのがですね、すべて網羅されとるように私は見ておるわけですが、それで私もこれちょっと、10日ぐらい前に読ましてもらったんですが、津久茂架橋とかですね、国民宿舎のロジックの建てかえというようなのが載っているわけなんです、合併のときに課題になった、そして新庁舎の建設いうんですか、についてはですね、全然触れていないように思うんですよ。

それでこれだけ課題とかやらないといけない事項がいうのですか、項目いうんですか、それと選択と集中ということでやっていかないといけないんですが、凍結ということになっとるわけですね。

それで、これだけやっていかないといけないのはあるわけですから、もう新市庁舎については、凍結ではなしに、いろいろ課題があってやっていかないことがあるし、市民の目線から見たら新庁舎の建設というのはもうやめだということで中止ということでやったらどうなもんかそこの市長の考えをちょっとお聞きしたいわけなんです。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 庁舎のことがこれの中に入らないのはですね、財源の出てくるところが違うわけです。

庁舎はですね、ご存じのように、合併特例債というのを当然使用いたします。

これは過疎債よりはまだ有利な借金でして、ここの使うとしたらその過疎債、を使うのではなしに、合併特例債、当然のこととして国も合併の結果によって庁舎がどうかこうかという話になると合併特例債を使いなさいよということになりますので、この中にはそれがなくてもそれは合併特例債を使ってですね、建設することになります

ので、ここの中には多分ないと思います。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○16番（山木信勝君） 7ページにですね、下のほうに市の財政状況ということで、過疎対策事業費が平成20年度で31億、17年度で67億と、こういうふうに事業債、事業に使えるわけですがね、この限度額というものはあるのかどうかお伺いいたします。

それから41ページにこのたびの過疎自立促進法の特別分、この中で江田島市公共交通協議会負担金事業、ですよ。

このあいだ補助金が出なくなったということで事業も半分ぐらいになりましたが、ここにも財政支援としては過疎債を使うということですか、お伺いします。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） 先ほどの限度額、まず限度額についてのご質問でございます。

毎年度、年度、この計画にある事業のうちからどの部分を充てるか細かい事業費等で協議することになってまいります。

ですので、特にそこで限度額というのが決まりはないものと思います。

それから公共交通協議会負担事業でございますけども、今回からソフト事業に使えるということでございますので、これで承認いただければ、これからの公共交通協議会で取り組んでいく事業につきましても、この財源を充てたいと、いうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 2点教えてもらいたいんですけども、これ今いろいろ6年間であげておくものをあげておかないと、いざお願いするときにできないということで、いわゆる今の現状の江田島市として上げるべくものをすべて列記されているという認識なんですけども、今こちらの事業いろいろたくさんございますけども、この全事業で大体どれぐらいの金額、総額を見込まれているのか、この資料じゃちょっとよくわからないんで、大体どれぐらいの事業規模になるのか、もちろんこれできるものとできないものがありますので、これがすべて過疎債、全部借りるということじゃないと思うんですけども、全部の総事業費で大体どれぐらいなのかというのがまず1点。

それとあと、これから議決をされた後はですね、県経由で国に提出されるということなんですけども、その後はどういうふうになれるのか、つまりその市民に説明する場を作られるのかどうか、これはもちろん総合計画も含めてやるべきことだと思うんですけども、これは計画書ということで、誰のための計画書なのかという、国に提出するだけのための目的の計画書なのか、それとも江田島市をよくするための計画書だと思いますので、市民に対する説明する機会がいつの日か、いつのタイミングかはあると私は信じているのですが、その点をお聞かせください。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） 先ほどの全体事業費につきましてですけども、今回の事業に関しまして、事業費全部を合算はしておりません。

です。ですので総合計画に基づいたもので基本的にベースにしておりますので、そこら辺、毎年度毎年度で協議するとき金額は出てくるものでございます。

参考までに、21年度の過疎計画、これはまだハード部門だけでしたけれども、これで充てた事業全体で4億2,600万、これが21年度でございました。

それプラス、ソフト事業分というふうなぐらいになるのではないかと思います。

それから、計画書の住民への周知でございますけれども、この過疎計画だけで周知ということはたぶんないと思います。

財政計画、総合計画の実施計画、これらを説明する際に、財源の問題の部分を説明するのに、これを触れて、説明はいつというのはまだお約束はできないんですけども、説明はしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） あの今の二点で、私自身ちょっとしっくりこないのが、計画で事業内容とかきめ細かなものが、例えば29ページあれば、海底布設替工事、天応～小用というので、事業主体、市ということになってまして、はたしてこれが幾ら総事業でかかるのかっていうのは積算されていると思うんですが、どうなんでしょうか。

それとももちろん私質問したところで、この過疎の自立促進計画書のみで説明じゃなくて、さきほど総合計画を含めて、いつかのタイミングでしていかないと、いわゆる江田島市の建設計画なわけであって、だれのための江田島市かというところをまず、もう一度考えてて原点に戻っていただきたいなというところでありませう。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 海底管布設替工事につきましては、この過疎計画の中では、一応調査の、調査に対するものを特定をさせていただいております。

ですから、27年度までの布設替という計画ではございません。

以上です。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） 現在手元の方に事業費、それぞれ突き合わせた資料というのを持ち合わせておりませんので、また改めてご説明ということでよろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 山本一也議員。

○15番（山本一也君） ちょっと聞いてみるんですがね、市長の説明を聞きよったら、この計画は、有利なものでやっていくというのは重々理解できるわけなんですけど、ずっと計画書を読ませてもらいよったら、これ絶対やらんにああならんことはまだある、私の中でいったらまだ足りない部分が、まだまだあるような気がするわけなんですけど、何人かがだれのためにするのかというような言葉がありましたけど、私もそのことで、非常に心配しておることが、この4ページのところに行財政の状況、行政の状況というところで、これを進めているところで、いわゆる三位一体の改革という文字がついとるんです。

三位一体という言葉は、ある1人の人が、官民に変わろうとしたときに使われた言

葉なんです。

本来なら、今の民主主義社会の中においたら、民衆と、官と民が一緒になって、民を主体にしてやっていくというのがこれからの問題で、そういう状況の中で、いわば促進事業法、過疎化促進事業法というのが、要はコンクリート部門から、ハードな部分からソフトの部分も含めて再構築されるんですよという形で進められてきて載ってきたと思うんですよ。

そういう計画があるのに、なぜか一週間くらい前ですかね、何年かしたら、その23億、25億の不足になる、こういうものを、公表しながら、なんでこれから莫大なそのソフトの面、ハードの面、莫大な計画事業がかかるのに、これができるのかということところが私の中には、少し飲み込めない部分がありますんで、そこらのところをもう一度説明願えれば幸いに思います。

○議長（上田 正君） 田中市長

○市長（田中達美君） 先ほどもご説明しましたように、今回、計画書に上げておかないと、過疎債が使用できないような状況ですので、当然これを全部仮にできたとしますとですね、相当な金額になりますので、多分現実にはできん部分があると思います。

ただし、現在市の財政状況は先日も公表いたしましたように、今後5年間で、23億、約24億近く財源不足になるということになっておりますので、これは当然のこととして全体の市の財政全体の状況とですね、事業の優先度、例えば、どの事業が優先してからしとかないといけんとか、ますます事業が全体的トータルでいきますと、事業がいろんな事業がもうやりにくくなるというのは当たり前のことになっておりますので、要するに事業の優先とか、どの事業をするかということですね、全体の財政状況等を見ながらですね、1番今朝の最初の議案にありましたように報告にありましたように、財政健全化法にひっかからないように、注意をしながら、この過疎計画を進めていかなければいけないことで、これだけとりますと非常にできもしないことをたくさん書いてあるんじゃないかということがあろうかと思えますけど、それは当然のこと、市の財政全体のこと、それから、必要度とかそういうもの等を毎年毎年よく検討してですね、進めていきたいと思えますので、この計画の中にな、書いとつても、結局はできんかったんじゃないかいうてまたは何年かたって怒られるかもわかりませんが、今のところはこれに載さないことには土俵にあげられないことだけおわかりいただければというように思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 市長さん少し冷静になって、なぜ、先にその財政不足になることをやっぱり市長と私、若いころから同じ目的でもってきて、いろんなことをやってきたと思うんです。

そして副市長も同じように、物事を進めてきたと思うんですよ。

言葉というものは先走りをするんです。

要は財政が少ないと出してきて、なんぼ計画してきてもできないことはたく

さんあるのです。

でも、江田島市はもう財政不足するんだということを公表したら、そこで生活をす
る市民はどういう感情になるかということなんですよ。

住みたくない、この思いがふうっと膨らんだときには、なんぼどんなまちをつくっ
たって、今の過疎は進んでいく、それを少し、心の片隅に置きながら、今のようなマイ
ナス面の公表は控えて、そして、これだけ夢があるものを先に出していただいた方が、
市民の生活に、気持ちにとったら一緒にやっっていく官と民と一緒にやっっていくとき
には大きな力になる、これを後からそういうものをマイナス面を出されてやったら、な
かなか前へ進まないというを一言言いたかったために。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 2. 3点質問いたします。

22 ページの空1号線道路改良工事というのは多分これ高田の路線じゃないかと思
うんですが、延長340メートルとあるんですが、今聞いておるところでは25年度ま
でに向井の歯医者のところから光源寺まで、4メートル道路をつけるということであれ
ば、その間は約200メートルで340メートルではないと思うんですが、そこらあたり
を説明していただきたい。

それから同じく路線バスの更新事業のところには老朽化の車両の更新になりますが、
第三セクターのバスの購入まで市が見なきゃいけないんですか。

それからもう一つ、交通空白地域の移動手段の確保でございますが、江田島バスに
1億1,000万も補助したんであれば、こういう不便地域のダイヤ改正、また時刻表
の改善を今現在どこまで進めておるのか。

なにも不便地域は沖美だけではないと思います。

大柿の方も、船に乗るために、高田・中町へ出るのでございます。

そのバスが非常に不便だということを、よく耳にするんですが、そのダイヤ改正
をどこまで江田島バスと協議されているのか質問します。

それから、公営住宅の建設でございますが、市営住宅建設事業で能美地区とありま
すが、たぶんこれ御堂岡さんの横の土地のことじゃないかと思います。

ここは合併時に公民館を建てるからということで、元の平岡教育長の了解をもらっ
て購入した土地でございます。

そこに市営住宅を建てるということになれば、地主さんの了解、また元能美町の管
理者の了解もとらなきゃならない、住民の了解も取らなきゃならないと思うんですが、
そこらあたりはどこまで進んでおるのか。

説明してください。

○議長（上田 正君） 土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） まず空1号線につきましては、ちょっと手元に詳
細の図面がございません。

このL=340メートル、全体延長ということで書いとりますので、ちょっと今お
っしゃることと整合とれないかもしれませんが、そのところはちょっと詳しくはよく
わかりません。

それとあと能美住宅のことをございますけれども、確かにおっしゃるように、地権者の同意それから、これまでの経緯に携わった方の意見をですね、いろいろ聞きまして、調整を進めております。

ほぼ了解をですね、いただいているという報告を受けています。

以上です。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） この市営住宅については、確かに今現在ある市営住宅が古いから建てかえられる、鹿川は便利がいいから、いいということはわかるんですが、やはり公民館を建てようということで皆さんが意見をまとめて、私は議員しているときに賛同したんでございます。

そういうものを市営住宅にするのであればどのようにするのか、そこらあたり説明してください。

○議長（上田 正君） 土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） まず市営住宅を建てかえるに当たってですね、まず考えていきましたのが、まずはやっぱりこれからは高齢者の方とかいろいろいらっやいますんで、まずは、交通の利便性のいいところ、そういったところに建てかえるのがやっぱりよかろうと。

なおかつ地域に愛着を持たれているという方が大部分でございますので、やはりもともとの地域に建てかえた方がよかろうと、そういったところをですね、あわせて考えながら、最もよい場所というところをですね、探っていく結果でございます。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） 先ほどのバスの更新についてのご質問と、それからダイヤについてのご質問2点にお答えいたします。

バスの更新につきましては現在具体的ないつ更新するという計画はございませんけれども、将来的には老朽化する車両何台かまだございます。

これにつきましてこの過疎債を充当する、有利なものを充当すれば、丸々一般財源を使うよりもいいのではということで、ここへ上げさせていただいております。

やり方につきましては今後検討はする必要があると思っております。

それから、ダイヤにつきまして、いろんな地域から船との連携が悪いとか、そういった声があるのは承知しております。

これにつきましてバス全体、路線バス全体の編成につきまして、今回10月から導入しますデマンドの社会実験等を見ながら、それぞれどのような形がいいのかというのを議論はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 第三セクターにした場合は、社長専務の給料がいるし、なんぼ一生懸命やっても赤字が嵩んでくるんじゃないかと思えます。

なぜこれを企業局の方に、取らなかったのか。

そこらが私は不思議でかありません。

企業局においとれば、住民の税金でもって補充できるし、住民の賛同も得られると思うんですが、第三セクターに援助するというところに私は疑問を持っているんです。

説明してください。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） それじゃ第三セクターじゃなしに役所がやれということですか。

これは第三セクターといっても、あなたもご存知でしょう、株主はほとんど江田島市が持っているわけですよ。

ですからこんなに苦労しとるわけですよ。

これが純然たる民間とかいうのならまったく苦労はないんですが、この第三セクターの会社、事実上は第三セクターの会社になっとなりますけど、これは今に始まったことじゃない、旧能美町の時代からずっと引き続いておることじゃないですか。

それでみんなの市民の方が利用しておるから、税金を投入してですね、バスを運営しているわけじゃないですか。

これも市が市民の足を確保するために、市税を投入するしか今のところはないじゃないですか、民間が引き受けてくれることなど到底考えられん話でですね。

そんな第三セクターをやめて、市が引き取れいって、みんな公務員にするのですか、運転手さんを。

広島県の呉市ですよ、公営でやっているのは、全部第三セクターか民間委託か、完全民営化しているわけで、時代に逆行するようなことを言わないようにしてください。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号「江田島市過疎地域自立促進計画の策定について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

45分まで休憩します。

（休憩 11時34分）

（再開 11時46分）

日程第7 議案第55号

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

日程第7 議案第55号「平成22年度江田島市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第55号「平成22年度江田島市一般会計補正予算（第3号）」でございます。

平成22年度江田島市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億300万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は「第2表債務負担行為補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 総務部長。

○総務部長（土手三生君） 説明に先立ちまして、おわびを申し上げます。

今回の補正予算で訂正箇所が、発生してしまいました。

今後作成に当たりましては、さらにチェック体制を強化し、慎重に精査し、ミスのないように努めます。

申しわけありませんでした。

それでは、議案第55号一般会計補正予算（第3号）について、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

明細書の22・23ページをお願いいたします。

まず歳入からです。

9款1項地方特例交付金は910万円の増額で、交付額の確定に伴う補正でございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、一目民生費国庫負担金は330万1,000円の増額で、児童扶養手当給付費負担金です。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は380万7,000円の増額で、母子家庭等対策総合支援事業費補助金でございます。

3項委託金、1目総務費委託金は1,490万円の増額で、これは新規採択となりました地域経営推進事業委託金でございます。

24・25ページをお願いいたします。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は、431万円の減額で、後期高齢者保険基盤安定負担金に係る補正でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金は3,632万2,000円の増額で、こちらは、新規事業、県の新規事業になります安心こども基金特別対策事業費補助金でございます。

次に18款、繰入金、2項基金繰入金、7目切串新開樋門施設等整備基金繰入金は100万円の基金取り崩しでございます。

次に19款、繰越金、1項繰越金は前年度繰越金を3億5,153万1,000円増額計上していたしております。

26・27ページをお願いいたします。

次に20款諸収入、6項雑入は、114万9,000円の増額で、社会保険料個人徴収金などの補正でございます。

続いて歳出に移らさせていただきます。

28・29ページをお願いいたします。

今回の歳出の補正の主な項目は、新規採択となりました国の地方経営推進事業及び県の安心こども基金特別対策事業に伴う関係経費、法改正によります給付対象となりました父子家庭への児童扶養手当、8月20日開催の全員協議会でもご説明申し上げました住宅改修工事補助金、財政調整基金への積立金などとなっております。

それと人件費の補正としまして、4月の人事異動、組織改編に伴う給与費関係予算の補正、予算編成以後の早期退職者の減額、共済費の負担率アップに伴う増額などを、各款項目において補正計上しております。

その内訳合計につきましては、60・61ページの給与費明細書にお示ししております。

それでは、人件費関係を除く主な補正につきまして説明をさせていただきます。

28、29ページをお願いいたします。

最初に1款議会費は、特別旅費として111万5,000円を増額計上しております。

次に、30・31ページに移らせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費は1,490万円の増額計上で、新規採択となりました国の地域経営推進事業に伴う関係経費を計上しております。

7目情報政策費は175万8,000円の増額で、確定申告支援システムの委託料です。

次に、32・33ページに移らさせていただきます。

13目集会所施設費は22万8,000円の増額で、沖美ふれあいセンター入水管修繕に係る補正でございます。

次に34・35ページをお開きください。

5項統計調査費、2目基幹統計調査費は、国勢調査執行に伴う予算の組みかえでございます。

次に36・37ページに移ります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目老人福祉費は介護保険（保険事業勘定）特別会計への繰り出しであります。

次に4 目後期高齢者医療費は5 7 4 万7, 0 0 0 円の減額で、後期高齢者医療特別会計への繰り出しでございます。

次に、3 8・3 9 ページに移ります。

2 項児童福祉費、2 目児童措置費は9 9 0 万5, 0 0 0 円の増額で、児童扶養手当給付事業費の、補正でございます。

4 目児童福祉施設費は3, 3 3 7 万4, 0 0 0 円の増額で、母子家庭自立支援給付金及び県の新規事業、安心子ども基金特別対策事業に伴う関係経費でございます。

1 つとびまして、4 2、4 3 ページをお願いいたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目母子保健費は5 1 0 万6, 0 0 0 円の増額で、同じく安心子ども基金特別対策事業に伴う関係経費を計上いたしております。

4 4・4 5 ページをお願いいたします。

2 項清掃費、3 目浄化センター管理費は2 3 0 万円の増額で、新脱水施設の試験運転委託料でございます。

次に6 款農林水産業費、1 項農業費、5 目農村整備費は農地造成に伴う用地購入費及び配水場の整備工事費でございます。

4 6、4 7 ページに移ります。

3 項水産業費、2 目水産業振興費は4 0 万円の増額で、浮棧橋の修繕料でございます。

4 8・4 9 ページに移ります。

7 款商工費、1 項商工費、3 目観光費は1 1 5 万5, 0 0 0 円の増額で、市政報告でも市長の方からご報告申し上げましたように、サンビーチおきみの訴訟に伴う弁護士成功報酬費でございます。

5 0・5 1 ページに移ります。

8 款土木費、5 項都市計画費、1 目都市計画総務費は、住宅改修工事補助金5 0 0 万円の増額です。

2 目公共下水道事業は5 6 8 万6, 0 0 0 円の減額で、公共下水道事業特別会計及び公共下水道事業（能美地区）会計への繰出金です。

3 目都市下水路は1 3 6 万円の増額で、大原ポンプ場の設備改修工事費となっております。

とびまして、5 6・5 7 ページをお願いいたします。

1 0 款教育費、5 項社会教育費、3 目公民館費及び4 目の図書館費は、2 9 9 万8, 0 0 0 円の増額で、施設の修繕及び維持工事費です。

8 目環境館費は2 9 4 万3, 0 0 0 円の増額で、これも県の安心子ども基金特別対策事業に伴う関係経費を計上いたしております。

次に、1 3 款諸支出金、1 項基金費、1 目財政調整基金費は3 億2, 9 4 3 万3, 0 0 0 円の増額で、地方自治法2 3 3 条の2 及び地方財政法第7 条に基づきます平成2 1 年度の歳計剰余金処分についての財政調整基金への積立金です。

58・59ページに移ります。

2項1目公営企業費は333万円の増額で、水道事業会計及び交通船事業会計への繰出金です。

以上歳入歳出それぞれ4億1,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億300万円とする補正でございます。

次に、予算書の5ページにお戻りいただければと思います。

第2表債務負担行為補正としまして、県道維持修繕（路面環境保全）業務委託、期間は平成23年度、限度額を500万円の1件の追加を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

質疑は休憩を挟んで、午後から行いますので、13時まで休憩いたします。

（休憩 11時59分）

（再開 13時00分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

午前中に引き続いての会議になりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山木議員。

○16番（山木信勝君） 31ページの1番上の地域経営推進事業費であります、これは地域の経営者を推進させる意味かどうかよくわからないんですが、その下の方を見れば、観光のこともあるし、これどういった事業をやられるのか、お伺いをいたします。

それから39ページの002で保育園管理運営事業費であります。

保育士のこれは臨時保育士を雇うということですが、保育士の関係は、行財政改革の方ですね、これを保育士を少なくしようじゃないかという話も出とったんですがね、これまた臨時的に雇う必要があるのかどうかお伺いいたします。

45ページです次は。

1番上から2番目の002のし尿処理施設更新整備事業費であります。

230万円、これは前処理施設の脱水機のことだと思うんですがね。

これをこの委託料は、当初予算で組むべきじゃったんじゃないかと思うんですが、お伺いいたします。

それから45ページの、すいません今45ページが終わりました47ページですね。

47ページの1番上から、005ですね、農業用施設維持管理事業費であります。

これは読売の深江の造成地でありまして、これは当初予算で300万で土地を買うように6,000平米ほど買うようにしとったんですが、またこのようにすいません002の方ですね。

230万円で買うようになってくるんですがね、買う必要ないと思うんですね今頃になって、なんで買わんにゃあいけんのんですかね、お伺いいたします。

それから49ページ、002の弁護士報酬金であります。

これはサンビーチの方を裁判かけた弁護士料の報酬だと思いますが、弁護士料は、顧問弁護士料として毎年60万くらい払いよるんですよね。

115万5,000円またこの、弁護士料を払ったその根拠をお伺いいたします。
それから51ページであります。

003の住宅改修工事補助事業費であります500万、これが例の住宅改修工事補助金制度いうんじゃないかと思いますが、田中市長は、いつも職員の方に個人の財産は自分で守るようにね、公費を出すべきじゃないと、このように教えとりますけどね。

このたびこのように、自分の財産に20万ですか、補助金を出すような、これはもう逆行しとることをやるようなんですかね。

しかも今財政状況は大変厳しゅうございますので、これ一般財源でやるんでしょすべて、そいつはおかしい思うんですよね。

で、10月から公の施設の使用料の徴収もやると言っとったんですが、まあ半年延ばすということですがね、こちらでは使用料を取る、こちらでは補助金を出す、しかも個人の財産に補助金を出すいう、これはちょっとおかしいんじゃないかと思う、私は反対ですよこれは。

それからですね、57ページ、財政調整基金の積み立てであります、これ財政的基金、これは財調と減債基金合わせて、この度の積み立てで幾らなるのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（上田 正君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 39ページの保育園の運営管理事業費でございます。

臨時保育士を雇う件でございますけれども、前年と比べまして、人数は7人ほど減少したわけでございますけれども、3歳未満児と、障害児とかがですね、特に1歳児が12人も増加していると、ようするに手のかかる児童がふえたために、雇わざるを得なかったというものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 市民生活部長。

○市民生活部長（川崎純司君） それでは45ページ、一番上の13委託料、し尿処理施設更新整備事業費についてです。

これは当初予算になぜ組み込んでなかったのかというご質問でございますが、当初計画によりましてはですね、一応し尿そのまま下水のほうへ流すということで計画していたんですけど、基本設計の段階に入りまして、それじゃあいろいろと下水処理場の方へも無理がかかるんじゃないかということと、それから鹿川の水をですね、鹿川水源の水を希釈するのにもって来る予定だったんですけど、その水もちょっと不足するというようなことから、脱水機をつけまして、一応固体と液体に分けてやっていこうという方にですね計画を変えてきたところでございますので、このたび補正をさせていただきました。

○議長（上田 正君） 産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君）　　まず47ページの公有財産購入費でございますが、この件は、議員ご指摘のとおり釣附の造成地の中にまだ数点用地が残っております。

私有地があります。

読売ランドが全部というわけでありませんので、その私有地部分について買収しております。

当初300万円としておりましたけども、用地交渉の結果、あと7筆程度の用地の交渉が成立してくるという中で補正をするものです。

続いて、顧問弁護士のことでございますが、確かに顧問弁護士とは別にこれは裁判訴訟による成功報酬でございます。

それは根拠は要するに、弁護士の報酬基準表に則りましてですね、支払うものです。

この場合3,000万の訴訟事件でありましたので、226万から413万の間に報酬基準表にあります。

その中の1番最低の部分であって、なおかつ顧問弁護士ということで最低の212万2,000円の半額の111万5,000円の補正をさしていただくというものです。

○議長（上田 正君）　　土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君）　　51ページの住宅改修工事補助事業費のことでございますけども、この事業は、確かに民間の住宅の改修を市費で支援するものでございます。

ですから私的財産の形成に市の市費を投入するということにもなりますけれども、確かに私的財産への投入というのは慎重にあるべきというのは考え方は変わっておりませんが、今現在国においても、経済対策を検討されており、また他の自治体でも、9月補正で経済対策を講じられているように、江田島市においても経済対策が必要というところから、このたび特例的に私的財産の形成にも支援していこうということを決定したものでございます。

以上です。

○議長（上田 正君）　　有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君）　　31ページの地域経営推進事業についてのご質問でございますけれども、この事業は国土交通省の企画提案型の事業でございます。

地域資源を活用した新しいサービス、新しい商品を生み出すことを目的に、地域と国が共同で実証する事業ということで募集がありました。

これに対しまして、市の方から海と島を生かした観光の充実強化ということをテーマにしまして、観光ニーズの調査でありますとか、観光ガイドの要請、それからモニターツアーの実施、そういったものをメニューにしまして提案しましたところ採択をいただきました。

今年度の事業実施の予定でございます。

以上でございます。

○議長（上田 正君）　　財政課長。

○財政課長（久保和秀君）　　57ページ、ご質問のありました財政調整基金のことなんですけれども、繰越額の中から2分の1を下らない範囲ということで、このたび3億

2, 943万3, 000円積み立てまして、ご質問のありました基金なんですけれども、財政調整基金が3億を加えましたら、12億3, 100万円、減債基金が8億8, 000、あわせて両基金で20億9, 000万円の計上でございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○16番（山木信勝君） 47ページの農地造成の件であります、当初で6, 000平米300万で、予算措置しとったわけですが、その後、その土地を購入せなければいけないということは、なんで当初でわかっとることじゃない。

今になってどうしてこの後また買うようになるの。

違う場所の土地のことでしょ。

お伺いします。

それから、51ページの住宅改修工事補助金のことなんです、県下でもまだ2つの自治体しかここやってないですよ。

そんなにはやっちゃおらんですよ。

江田島市はこれくらいの余裕はないですよ今。

使用料取らんにゃあいけんじゃなあか行革をやってねとって、厳しい財政状況でしょう市長。

なんでまたこんなことをやるんですか、それよりも先に、この度7月の災害でね、困っとる人が多いんですよ。

造成地とか畑やなんかの崩れたの直さんにゃあいけん、補助金が出んのもありますよ。

そういったところに少しでも出すんがほんまじゃないですか先に、そのあとまた、財政的によくなればこういうことはやってもいいですけどね。

市長の考えわからんですよ。

お伺いします。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 個人の確かに個人の財産に帰するようなことになりますけれども、例えば国もそうですけれども、そういう経済対策の面で、実は、こういった制度をやってみようということになりました。

それのもとにあるのは建設業界さんが疲弊しているじゃないかと。

どんどん倒産したり、離職したりしとるんじゃないかということが実は1番根本にあります。

現実には今回のことは、市内の主に市内の大工さんとか左官屋さんが仕事が少なくなるととるから、その仕事を少しでも増やして増やすということが一つの1番大きな目的で、決して個人の財産をふやすということではなしに、国などが行う例えば経済対策でもそうですけど、例えばテレビのテレビを買うとか車を買うとか、いうことで、これも言い方を変えれば、個人の例えば車を安く買える、いうことは、個人の財産を形成することに、みな実は国費を投じたりしとるわけです。

それは、その地域の事情、例えば国の事情、県の事情、江田島市の事情によって、

そういう判断をしているので、一部では間違いなしに個人の財産の形成には手助けをしておりますけれども、大きな意味でいったら、地域の産業の振興のためにこうしたこういう方法をとったということだけのご理解いただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 確かに当初予算300万でございますけども、現在ここに補正を上げてさしていただいとるのは、あと7筆用地交渉の結果がですね、ある一定の水準に妥協できるということですのでね、その部分を今回改めて補正さしていただいたというので、全部で17筆を予定しております。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○16番（山木信勝君） 住宅改修工事のことですがね、経済対策じゃということですがね、災害の人たちに補助金を出しても、土木が潤うわけですから、同じことじゃないですか。

そのように困ったところへ補助金を出すならわかるんですよ。

個人的に、これ一般財源すべてなんですよ。

国・県の補助ないでしょう。

ちょっと考えられないですよ。

こちらで行革の今の使用料を取ろうじゃないかいう、徴収しようじゃないかと、いうことをしよる、かたやこっちじゃあ、はい補助金出しますよ、どんどん建ってください、大工さんが潤いますからねと出す。

それはちょっと考えられんことじゃと思いますよ。

もっと財政がね、健全化になってからやるんならまだわかりますがね。

それと国と県の補助があるとかね、エコポイントなんかあるんでしょう、あういう関係であるのならいいけど、ないでしょ全然。

だから言うんですよ。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 何べんも申し上げますけどね、その地域地域、例えば国じゃなんかさっきも例えば自動車のポイントの自動車の減免やなんかもそうですけども、完全に個人が自動車を買える人だけに、私も実は車を買いました。

25万と税金部分が多分この20万ぐらいあった、トータルで45万ぐらい通常よりは安かったと思いますけれども、これは完全に個人の財産形成にですね、しかもですね、国の税金を丸々出してですね、これをやっとするわけです。

それはそのとき私が先ほど申し上げましたように、確かに、江田島市内の一部じゃあ値上げする部分がある、これからも公共下水なども、いろいろ全協などで資料を提供しておりますけれども、まだまだ市民の方に負担してもらわなければいけない部分はこちらからもまたできてきます。

しかし、現在の現況の個人経営をしている大工さんや左官屋さんは、市の公共工事に直接かかわることというのはほとんど実はないわけなんですよ。

法人化されとる方は市に指名願いを出せばもしかしたら落札することはできるかもわかりませんが、そういった方ではなしに、そういうところに加われない方が実は

たくさん大工さんや左官さんがおるわけですよ。

そういった方のために、仕事を少し作って、この計画ですと500万投入して市税を丸々500万投入して、2,500万円ですかね、2割ですから、2,500万円の需要を掘り起こそうということですのでしておりますんで、理屈の上では確かに個人の財産をつくることになっていきますけど、やはり市全体で物事を判断したときにはこれぐらいの金は、何とかうんというてもらえるんじゃないかということで、こういう補正に上げさしてもらったということでございます。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 35ページなんですけれども、期幹統計調査事業、これすみません、私今聞いたところで今年度国勢調査があるということで、ここらへんの事業関係の費用だと思うのですけれども、もうそろそろ10月1日ということになるんですか、実際調査員の方々はうまくその人数は確保できたのかどうか、その点教えていただけますでしょうか。

○議長（上田 正君） 浜村総務課長。

○総務課長（浜村晴司君） 調査員とか指導員は、なかなか最近なり手が少なくて苦勞しているのは、全国的なものなんですけれども、江田島市の場合、うちも苦勞したんですけれども、一応全員引き受けていただきました。

人数的にはですね、指導員の数が29人、調査員の数が228人ということになっております。

今週で一応指導員の説明会も終わります。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

（休憩 13時20分）

（再開 13時20分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて会議を再開します。

産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 先ほど答弁で読売ランドといいまして、まことに申し訳ございませんでした。

正規は読売ゴルフでございます。

申し訳ございません。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第55号「平成22年度江田島市一般会計補正予算（第3号）を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第56号

○議長（上田 正君） 日程第8 議案第56号「平成22年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第56号「平成22年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございます。

平成22年度江田島市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,890万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第56号の説明をします。

このたびの補正は、予算策定後に、国が急激な保険料額の上昇を抑えるため、県の財政安定化基金及び繰越金を活用するよう指示があり、その結果、保険料等を減額するものでございます。

初めに歳入について説明します。

66・67ページをお願いします。

1番上、1款1項1目特別徴収保険料2,765万9,000円の減額補正、その下、2目普通徴収保険料、1,659万4,000円の減額補正、1番下、4款1項2目保険基盤安定繰入金574万7,000円の減額補正をするものです。

次に、歳出について説明します。

68・69ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金5,000万円の減額補正をするもの

です。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第56号「平成22年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第57号

○議長（上田 正君） 日程第9 議案第57号「平成22年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第57号「平成22年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）」でございます。

平成22年度江田島市の介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,655万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,155万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

内容につきましては福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第57号の説明をします。

このたびの補正は、主なものは介護給付費負担金等の返還金が生じたため行うものです。

また、財源については、前年度決算見込みに伴う繰越金を補正するものです。

はじめに歳出について説明します。

78・79ページをお願いします。

1番下、7款2項3目、償還金、1,874万9,000円の増額補正。

これが介護給付費負担金等の返還金です。

76・77ページをお願いします。

中段、4款1項1目介護給付費準備基金積立金804万円の増額補正。

これは、前年度繰越金から返還金を差し引きし、給与費の剰余金を加えたものです。

次に、財源である歳入について説明します。

74・75ページをお願いします。

1番下、8款1項1目繰越金、2,673万6,000円の増額補正。

これは決算見込みによる前年度繰越金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第57号「平成22年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）」を、起立により採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第58号

○議長（上田 正君） 日程第10 議案第58号「平成22年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第58号「平成22年度の江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

平成22年度江田島市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ578万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,352万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 議案第58号につきまして、予算書の88・89ページで説明いたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費を267万円増額計上しております。

これは4月の人事異動に伴う配置替えで、事務職員給与の増額見込みとなったこと。

また、下水道の面整備後の新たな宅地開発に伴う下水道管の延長布設は補助制度がございますが、この補助件数が見込みよりも多くあがっているため必要な予算を増額計上しております。

次に、下の表の2款1項1目の公共下水道整備費を845万円減額補正しております。

これも4月の人事異動により当該会計に係る技術職員の1名減に伴い、職員給与が減額見込みとなったものでございます。

以上で、歳出は合計で578万円の増額補正となります。

次に前ページ、86・87ページを開いていただきまして、歳入でございますが、578万円の歳出増により同額が不足することから、一般会計からの繰入金で充当することとし、一般会計繰入金を578万円増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

訂正だそうです。

幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 先ほどの最後のところで578万円、増額と申し上げましたけども、578万円の減額補正でございます。

申し訳ございません。

○議長（上田 正君） 質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより、議案第58号「平成22年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を、起立により採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第59号

○議長(上田 正君) 日程第11 議案第59号「平成22年度江田島市公共下水道事業(能美地区)会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略します。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第59号「平成22年度江田島市公共下水道事業(能美地区)会計補正予算(第2号)」でございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 幸野土木建築部長。

○土木建築部長(幸野 潔君) 予算書の1ページでございます。

第1条平成22年度江田島市公共下水道事業(能美地区)会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによると、第2条、予算第4条の資本的収支におきまして、収入について、第1款第3項負担金を9万4,000円増額補正し、補正後5,165万8,000円に、これに伴いまして、第1款資本的収入を補正後1億1,725万8,000円に、支出につきまして、第1款第1項建設改良費を81万9,000円増額補正し、補正後9,853万9,000円に、これに伴いまして、第1款資本的支出を補正後2億511万1,000円に、以上の補正における収支の不足分72万5,000円を第2条の3行目の最後の方でございますが、減価償却費関係の当年度分損益勘定留保資金7,386万5,000円を7,459万円に増額補正することで補てんし、これに伴いまして、2条、2行目のとおり、資本的収支不足額8,712万8,000円を8,785万3,000円の補正となります。

次に、第3条として、予算第7条に定めた職員給与費を、81万9,000円増額し、補正後2,705万1,000円に補正します。

内容については、3ページを開いていただきまして、まず上側の収入の表をごらんください。

負担金のうち、一般会計負担金を9万4,000円増額補正するものです。

これは当該会計に従事します職員への児童手当及び子ども手当給付に伴うもので、手当に要する経費を一般会計が負担することによる補正でございます。

一方で、下側の支出の方で環境整備費を81万9,000円増額するものです。

これは次ページ、5ページを開いていただきまして、上の表で、当該会計にかかります職員は3名で増減ございませんが、4月の人事異動に伴いまして、下水道の建設工事に従事する職員が異動しまして、職員給与費が81万9,000円の増額見込みとなったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山木議員。

○16番（山木信勝君） 5ページ6ページにですね、手当があります。

子ども手当、児童手当が一般会計から9万4,000円ですか、組み込まれておりますよね、そして職員には15万円ほどじゃあ子ども手当、児童手当でよろしいですかね。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 児童手当、子ども手当としましては15万円の支給になりますけれども、そのうち、この事業会計で負担すべき事業主負担というのがございまして、それを差し引きますと9万4,000円となります。

その9万4,000円が、一般会計からの負担となります。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号「平成22年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第2号）」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 6 0 号

○議長（上田 正君） 日程第 1 2 議案第 6 0 号「平成 2 2 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 6 0 号「平成 2 2 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 2 号）」でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 1 ページをお開きください。

議案第 6 0 号 平成 2 2 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

第 1 条、平成 2 2 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによります。

第 2 条、平成 2 2 年度江田島市交通船事業会計予算（以下予算という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず収入ですが、第 1 款、汽船事業収益の第 1 項、営業外収益を 1 5 3 万 8, 0 0 0 円の増額補正を行いまして、第 1 款、汽船事業収益の合計額を 4 億 9, 2 7 4 万 9, 0 0 0 円とするものです。

次に、支出ですが、第 1 款、汽船事業費用の第 1 項営業費用を、2 4 8 万 2, 0 0 0 円減額補正を行い、第 1 款、汽船事業費用の合計額を 5 億 5, 6 7 5 万 7, 0 0 0 円とするものです。

次に第 3 条、予算第 6 条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものです。

職員給与費を 2 4 8 万 2, 0 0 0 円減額補正し、職員給与費合計 1 億 6, 5 8 7 万 5, 0 0 0 円に改めるものです。

今回の補正の主な内容は、4 月の人事異動によります給与改定、それから法定福利費、等の改定に伴うものです。

実施計画は 3 ページに、資金計画は 4 ページに、給与費明細及び費目別内訳は 5 ページ 6 ページに記してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号「平成22年度江田島市交通船事業会計補正予算(第2号)」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第61号

○議長(上田 正君) 日程第13 議案第61号「平成22年度江田島市水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略します。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第61号「平成22年度江田島市水道事業会計補正予算(第1号)」でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 今宮企業局長。

○企業局長(今宮正志君) 1ページをお開きください。

議案第61号 平成22年度江田島市水道事業会計補正予算(第1号)について説明いたします。

第1条、平成22年度江田島市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、平成22年度江田島市水道事業会計予算(以下予算という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず収入の部ですが、第1款、水道事業収益の第2項、営業外収益を179万2,000円を増額補正を行い、第1款、水道事業収益の合計額を8億7,845万6,000円とするものです。

次に、支出の部で第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を201万6,000

円を増額補正を行い、第1款水道事業費用の合計額を8億6,354万5,000円とするものです。

第3条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,107万円を2億2,109万6,000円に、当年度損益勘定留保資金1億4,614万1,000円を1億4,616万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず支出については、第1款、資本的支出の第1項建設改良費を2万6,000円増額補正を行い、第1款資本的支出の合計額を3億9,322万2,000円とするものです。

第4条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めるものです。

職員給与費を204万2,000円増額補正し、合計1億5,597万9,000円とするものです。

今回の主な補正の内容は、先ほどと一緒ですが、4月の人事異動による給与改定、法定福利費の改定に伴うものです。

実施計画は3ページに資金計画は4ページ、給与費明細及び費目別内訳は5ページ6ページに記してあるとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号「平成22年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号）」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

14時まで休憩を行います。

（休憩 13時50分）

（再開 14時03分）

日程第14 議案第62号～日程第29 議案第77号

○議長（上田 正君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第14 議案第62号「平成21年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第29 議案第77号「平成21年度江田島市水道事業会計決算の認定について」までの16案を一括議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました議案第62号から議案第77号までの平成21年度各会計の決算の認定について地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議案第62号では、平成21年度江田島市一般会計歳入歳出決算、議案第63号では、同じく国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第64号では、同じく老人保健特別会計歳入歳出決算、議案第65号では、同じく後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第66号では、同じく介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算、議案第67号で同じく介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算、議案第68号で同じく、住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、議案第69号で同じく、港湾管理特別会計歳入歳出決算、議案第70号で同じく、漁港管理特別会計歳入歳出決算、議案第71号で同じく、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第72号で同じく、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第73号で、同じく地域開発事業特別会計歳入歳出決算、議案第74号で同じく、宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算を、また地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、議案第75号で、平成21年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計決算、議案第76号で同じく、交通船事業会計決算、議案第77号で同じく、水道事業会計決算を、監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

平成21年度の決算が、その予算執行において合法的に行われたか、またその会計処理が適正に行われたか、あるいは、地方公営企業の運営がその基本原則に沿ってなされたか等々、その審査に当たり、栗本代表監査委員、林監査委員におかれましては、たいへんであったと存じます。

公営企業会計は6月14日から7月30日まで、一般会計及び特別会計につきましては、8月4日から8月20日までの間、両監査委員には熱心なる審査に当たられ、その労に対しまして厚く敬意を表する次第でございます。

審査意見書のむすびにありますように、財政状況はさらに厳しい状況になると思われる中、民主的にして、能率的な、行政の確保を図るため、常にその組織及び運営の合理化に努め、これまで以上に行財政改革を推進し、健全で持続可能な財政基盤の構築に取り組み、市民の福祉の増進により一層努められたいとのご指摘をいただきました。

その厳しいご指摘の中にも、温情あふれるご示唆をいただいております。

議会におかれましては、何とぞご理解あるご審議をいただきまして、的確なる認定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、議案第62号から議案第77号までの平成21年度各会計の決

算の認定についての提案理由といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

本16案については、監査委員の意見が付されていますので、監査委員から報告を求めます。

林監査委員。

○監査委員（林 久光君） 失礼いたします。

平成21年度江田島市一般会計ならびに特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査並びに平成21年度江田島市公営企業会計決算審査意見について、ご報告を申し上げます。

平成21年度江田島市一般会計特別会計歳入歳出決算及び基金を運用状況審査につきましては去る8月8日から8月20日までの間、関係諸帳簿及び証拠書類等の調査などを行い、また、平成21年度江田島市公営企業これは能美地区の公共下水道事業並びに水道事業、交通船事業でございますが、この会計の決算につきましては、去る6月14日から7月30日までの間、総勘定元帳その他会計帳票及び関係書類等の照合など、通常実施すべき審査を慎重に行ってまいりました。

その結果、平成21年度江田島市一般会計特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに平成21年度江田島市公営企業会計決算は、関係諸帳簿の各計数と符合しており、非違の経理はありませんでした。

なお、審査意見書をお手元に配付いたしておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、ご報告いたします。

○議長（上田 正君） 以上で監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

ただいま、一括議題としました、議案第62号「平成21年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第77号「平成21年度江田島市水道事業会計決算の認定について」までの16案については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、各常任委員会の所管事項別に各分科会へ分割付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本16案は、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただ今設置されました決算審査特別委員会の正副委員長の選任については、いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長一任とのことですが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、議長において、委員長に新家勇二議員、副委員長に住岡淳一議員を指名いたします。

よろしく申し上げます。

延 会

○議長(上田 正君) おはかりします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日14日、明後日15日は休会とし、次回は16日午前10時に開会をいたしますので、ご参集をお願いいたします。

本日はこれで延会いたします。

ごくろうさまでした。

(延会 14時13分)